



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第63号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	4
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	7
専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	11
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	11
地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	12
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	12
県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	13

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

第6条の2の2 条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が条例附則第9項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当の月額、前条第3項第1号の規定にかかわらず、同号の規定により定められる額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第6条の3中「前条第1項」を「第6条の2第1項」に改める。

第12条の17の次に次の1条を加える。

第12条の17の2 前条第2項各号に定める日（以下この条において「勤務することとなった日等」という。）が平成24年4月1日前にある仮定減額支給対象職員（その日において条例附則第9項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により減じた額をもって給料月額とされる職員に該当することとなる職員をいう。第12条の18の2において同じ。）に対する前条第2項（同条第3項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、「当該各号に定める日に受けていた給料及び」とあるのは「次条第1項の勤務することとなった日等において条例附則第9項の規定によるものとした場合の給料月額に次条第1項の勤務することとなった日等において受けていた職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号）附則第8項から第10項までの規定（第12条の18の2において「平成17年改正条例附則第8項等の規定」という。）による給料及び条例第7条の規定による給料の調整額を合算した額並びに次条第1項の勤務することとなった日等に受けていた」とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員に対する同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額を次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額を次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

第12条の18の次に次の1条を加える。

第12条の18の2 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日（以下この条において「異動の日等」という。）が平成24年4月1日前にある仮定減額支給対象職員に対する前条第2項（同条第3項各号の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)の規定の適用については、「同項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた給料及び」とあるのは「次条第1項の異動の日等において条例附則第9項の規定によるものとした場合の給料月額に次条第1項の異動の日等において受けていた平成17年改正条例附則第8項等の規定による給料及び条例第7条の規定による給料の調整額を合算した額並びに次条第1項の異動の日等に受けていた」とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員に対する同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額を次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、異動の日等において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額を次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

第12条の19第2項中「前条」を「前2条」に改める。

別表第2アの表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員については、この表に定める調整基本額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を調整基本額とする。

別表第2イの表、エの表及びオの表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員については、この表に定める調整基本額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を調整基本額とする。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「農業大学校長」を「農林大学校長」に、「統括技術専門監」を

「統括技術専門監
統括出納監察監」に、「同
事務所長」を「同
事務所長」に、「農業大学校事務局長」
普及指導監」

を「農林大学校事務局長」に、「特別徴収監」を「特別徴収監
特別調査監」に改め、「同
原子力環境センター長」

を削り、「農業大学校教授」を「農林大学校教授」に改める。

別表第6中「隠岐支庁農林局林業部林業振興・普及グループ」を「隠岐支庁農林局林業部林業振興・普及第二グルー

「
」に改め、

浜田市旭町都川		浜田警察署都川駐在所		を削る。
---------	--	------------	--	------

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第6条の2の2の規定の適用については、同条中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成24年島根県人事委員会規則第6号）の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 7 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第13号を第14号とし、第 1 号から第12号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 総務部原子力安全対策課

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 8 号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第13中

薬 獣 医 師	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11

を

「

薬 獣 医 師	大 学 6 卒			2	3
			0	2	5
	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11

に改め、同表別表

」

2 中「1年」を「0.5年」に改める。

別表第15の 1 の部中

「

3 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
-------------	--------------------------

を

」

「

3 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
-------------	---

に

」

改める。

別表第18の備考5(8)及び別表第21の備考2(3)中「獣医師」を「薬剤師及び獣医師」に改める。

「

別表第23中	薬剤師	大学卒	2級	1号給	を
	獣医師	大学6卒	2級	13号給	
		大学4卒	2級	1号給	

」

「

薬剤師	大学6卒	2級	15号給	に改め、同表備考に次のように加える。
獣医師	大学4卒	2級	1号給	

」

4 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師になった者の学歴免許欄の適用については、大学6卒の区分を適用する。

別表第25中

58	を	57	に改める。
58		58	
58		58	
58		58	
59		58	
59		58	
59		59	
59		59	
60		59	
60		59	
60		59	
60		60	
61		60	

」

90	89
91	90
92	90
93	91
93	91
94	92
94	92
95	93
95	94
96	95
96	96
97	97

別表第26中

98	98
99	99
100	100
101	101
101	101
101	101
102	102
102	102
102	102
103	103
103	103
103	103
104	104
104	104
104	104
105	105
105	105
106	105
106	106
107	106
107	106
108	107
108	107
109	107
109	108
109	108
110	108
110	109
110	109
111	110
111	110

を

に改める。

」

「

86
86
86
87
87
87
88
88
88

」

「

85
86
86
86
86
86
87
87
87

	89		88	
	89		88	
	89		88	
	90		88	
	90		89	
	90		89	
	91		89	
	91		90	
	91		90	
	92		90	
	92		91	
	92		91	
別表第31中	93	を	91	に改める。
	93		92	
	93		92	
	93		92	
	94		93	
	94		93	
	94		93	
	94		93	
	95		94	
	95		94	
	95		94	
	95		94	
	96		95	
	96		95	
	96		95	
	96		95	
	97		96	
	97		96	
	97		96	
	98		96	
	98		97	
	98		97	
	99		98	
	99		98	

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第9号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第33条の2の次に次の1条を加える。

第33条の2の2 条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員（再任用教育職員を除く。）のうち、その職務の級が4級である者（以下この条において「特定教育職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となった場合にあっては、特定教育職員となった日）以後の管理職手当の月額を、前条第3項第1号の規定にかかわらず、同号の規定により定められる額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第33条の3中「前条第1項」を「第33条の2第1項」に改める。

第36条の17の次に次の1条を加える。

第36条の17の2 前条第2項各号に定める日（以下この条において「勤務することとなった日等」という。）が平成24年4月1日前にある仮定減額支給対象教育職員（その日において条例附則第12項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により減じた額をもって給料月額とされる教育職員に該当することとなる教育職員をいう。第36条の18の2において同じ。）に対する前条第2項（同条第3項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、「当該各号に定める日に受けていた給料及び」とあるのは「次条第1項の勤務することとなった日等において条例附則第12項の規定によるものとした場合の給料月額に次条第1項の勤務することとなった日等において受けていた県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号）附則第8項から第10項までの規定（第36条の18の2において「平成17年改正条例附則第8項等の規定」という。）による給料及び条例第17条の規定による給料の調整額を合算した額並びに次条第1項の勤務することとなった日等に受けていた」とする。

2 前項の規定の適用を受ける教育職員のうち次の各号に掲げる教育職員に対する同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務教育職員等であったもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額を次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額」とする。
- (2) 育児短時間勤務教育職員等であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であったもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。
- (3) 育児短時間勤務教育職員等であって、勤務することとなった日等において育児短時間勤務教育職員等であったもの 前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額を次条第1項の勤務することとなった日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

第36条の18の次に次の1条を加える。

第36条の18の2 条例第21条の3第1項に規定する異動又は学校の移転の日（以下この条において「異動の日等」という。）が平成24年4月1日前にある仮定減額支給対象教育職員に対する前条第2項（同条第3項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、「同項に規定する異動又は学校の移転の日を受けていた給料及び」とあるのは「次条第1項の異動の日等において条例附則第12項の規定によるものとした場合の給料月額に次条第1項の異動の日等において受けていた平成17年改正条例附則第8項等の規定による給料及び条例第17条の規定による給料の調整額を合算した額並びに次条第1項の異動の日等に受けていた」とする。

2 前項の規定の適用を受ける教育職員のうち次の各号に掲げる教育職員に対する同項の規定の適用については、当該各

号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であって、異動の日等において育児短時間勤務教育職員等であったもの前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額を次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額」とする。
- (2) 育児短時間勤務教育職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務教育職員等以外の教育職員であったもの前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額に育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。
- (3) 育児短時間勤務教育職員等であって、異動の日等において育児短時間勤務教育職員等であったもの前項中「給料の調整額を合算した額」とあるのは、「給料の調整額を合算した額を次条第1項の異動の日等における育児短時間勤務に係る算出率で除して得た額に現に適用される育児短時間勤務に係る算出率を乗じて得た額」とする。

第36条の19第2項中「前条」を「前2条」に改める。

「
 別表第5の1の部3の項中 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 を
 」

「
(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 に改め、同部4の項中「又は」の次に「棄学若し
 」

くは」を加える。

58	57
58	58
59	58
59	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
61	60
62	61
62	61
62	61
62	61
63	62
63	62
63	62
63	62
64	63
64	63
64	63
64	63

別表第9の3中	65	を	64	に改める。
	65		64	
	65		64	
	65		64	
	65		65	
	65		65	
	65		65	
	66		65	
	66		65	
	66		65	
	66		65	
	66		66	
	66		66	
	66		66	
	67		66	
	67		66	
	67		66	
	67		66	
	67		67	
	67		67	
	67		67	
	68		67	
	68		67	
	68		67	
	68		67	
	68		68	
	68		68	
	69		68	

別表第11の2の表に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける教育職員については、この表に定める調整基本額に100分の98.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を調整基本額とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（平成24年4月1日前に55歳に達した教育職員に関する読替え）
- 平成24年4月1日前に55歳に達した教育職員に対するこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則第33条の2の2の規定の適用については、同条中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成24年島根県人事委員会規則第9号）の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

専門的教育職員の給与の特例に関する規則（昭和51年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

第6条 職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が4級である者（以下この条において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当の月額は、前条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の規定により定められる額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規則による改正後の専門的教育職員の給与の特例に関する規則第6条の規定の適用については、同条中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成24年島根県人事委員会規則第10号）の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「農業高等学校」を「農林高等学校」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号中「県土整備局隠岐空港管理所」を「県土整備局維持管理部隠岐空港管理所」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「農業高等学校」を「農林高等学校」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項中「農業高等学校の」を削る。

第7条第4項中「東部農林振興センター中海干拓営農部」を「松江農業普及部」に改める。

第17条第1項及び第2項中「保健環境科学研究所原子力環境センター」を「原子力環境センター」に改める。

第24条第1項中「農業高等学校」を「農林高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第12号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (4) 暴力団等から危害を受けるおそれのある者で人事委員会が定めるもの（次号において「保護対象者」という。）の直近又は周辺に配置され行われる警戒（人事委員会が認める作業に限る。）
- (5) 保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺に配置され行われる警戒（人事委員会が認める作業に限る。）

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第12号中「第 8 項第 2 号」を「第 8 項第 3 号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の 1 号を加える。

- (12) 第 2 号任期付研究員 基準日において改正条例附則第 8 項第 2 号に規定する職員である者をいう。

第 4 条第 1 項中「特定職員」を「複数事由該当職員」に改め、「受ける給料月額」の次に「（職員条例附則第 9 項本文の規定の適用を受ける職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）にあつては、職員条例第 3 条第 1 項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年 3 月 31 日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第 4 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第 1 号中「100分の99.66を乗じて得た額とし」を「100分の97.55を乗じて得た額とし、第 2 号任期付研究員である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に第 2 号任期付研究員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の98.37を乗じて得た額とし」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第 2 号中「100分の99.66を乗じて得た額とし」を「100分の97.55を乗じて得た額とし、第 2 号任期付研究員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の98.37を乗じて得た額とし」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第 3 号中「100分の99.66を乗じて得た額とし」を「100分の97.55を乗じて得た額とし、第 2 号任期付研究員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の98.37を乗じて得た額とし」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第 4 号ア中「100分の99.66を乗じて得た額」を「100分の97.55を乗じて得た額、第 2 号任期付研究員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の98.37を乗じて得た額」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同号イ中「100分の99.66を乗じて得た額とし」を「100

分の97.55を乗じて得た額とし、第2号任期付研究員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の98.37を乗じて得た額とし」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同条第2項中「特定職員」を「複数事由該当職員」に改め、「給料月額」の次に「（特定職員にあつては、職員条例第3条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を、「相当する額」の次に「（特定職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第4の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加える。

第5条第1項中「受ける給料月額」の次に「（特定職員にあつては、職員条例第3条第1項の規定により定められる額）」を加え、「100分の99.66を乗じて得た額とし」を「100分の97.55を乗じて得た額とし、第2号任期付研究員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に第2号任期付研究員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の98.37を乗じて得た額とし」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第4の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同条第3項中「受ける給料月額」の次に「（特定職員にあつては、職員条例第3条第1項の規定により定められる額）」を加え、「100分の99.66を乗じて得た額とし」を「100分の97.55を乗じて得た額とし、第2号任期付研究員である者並びに基準日の翌日以降に初任給規則第15条第1号及び第16条の規定に基づき号給を決定された職員のうち施行日の前日に当該職員となったものとした場合に第2号任期付研究員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の98.37を乗じて得た額とし」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第4の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「特定教育職員」を「複数事由該当教育職員」に改め、「受ける給料月額」の次に「（県立条例附則第12項本文の規定の適用を受ける教育職員（以下この条及び次条において「特定教育職員」という。）にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定教育職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第4の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第1号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第2号中

「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第3号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同項第4号ア中「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同号イ中「100分の99.66」を「100分の97.55」に、「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同条第2項中「特定教育職員」を「複数事由該当教育職員」に改め、「給料月額」の次に「（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を、「相当する額」の次に「（特定教育職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第4の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加える。

第5条第1項中「受ける給料月額」の次に「（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定教育職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第4の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第1号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の97.72」に改め、同条第3項中「受ける給料月額」の次に「（特定教育職員にあつては、県立条例第4条第1項の規定により定められる額）」を、「には」の次に「、平成27年3月31日までの間」を、「差額に相当する額」の次に「（特定教育職員にあつては、その額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））から、その額に改正条例附則別表第4の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」を加え、同項第1号中「100分の99.66」を「100分の97.55」に改め、同項2号中「100分の99.83」を「100分の97.72」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。